

迷惑行為への対応について

当院では、地域の皆様が安心して診療が受けられるために患者様、ご家族との信頼関係を大切に考えています。

ほかの患者様や病院職員に対して次のような行為があった場合は診療をお断りすることや退去を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

- ・ほかの患者様や職員に対する暴言、大声、強迫的な言動
- ・ほかの患者様や職員に対する暴力、その他の迷惑行為
- ・ほかの患者様や職員に対するセクシャルハラスメント
- ・院内で秩序を乱し、診療や業務を妨害する行為
- ・許可の無い写真・ビデオなどの撮影・録音や隠し撮り・盗聴行為
- ・不当な（解決しがたい、繰り返し、金品等）要求
- ・器物等の故意による破損
- ・危険物（銃刀法で制限された物、ガソリン、火薬・発火物等）の持ち込み
- ・当院の規則に反する行為や正当な理由無く職員の指示に従わない行為

状況によりまして警察署に通報する場合があります。

安全な療養環境を守るための対応ですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

富士見高原医療福祉センター
富士見高原病院 病院長

（お問合せ先：統括事務長）



撮影禁止

NO PHOTOS

院内では、カメラ・スマートフォンでの

撮影・録画は、原則禁止しています

撮影には許可が必要です



富士見高原医療福祉センター 富士見高原病院